

審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

ガイドライン

【審査会を開催するにあたって】

1. 剣連は、審査会を開催するにあたって、開催場所が所在する審査会場となる施設の方針を遵守するものとする。
2. 剣連は審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、この審査ガイドラインの内容を徹底する。
3. 剣連は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。
4. 受審者並びに関係者は、審査ガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

【受審にあたって】

1. 以下に該当する者は受審できない。
 - (ア) 基礎疾患のある者
 - 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう
 - これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする
 - (イ) 発熱のある者（個人差があるが、一般的には37.5度以上ある者をいう）
 - (ウ) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者
 - (エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (オ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
2. 受審者は、受審日に自宅等で検温を行い、当日審査会場でも検温を受ける。
3. 受審者は、面マスク及びいわゆる家庭用マスクを持参する。
実技審査時には面マスク、それ以外（実技審査までの待機中、合格発表までの待機中等）は家庭用マスクの着用を前提としている。実技審査時以外でも面マスクを着用する予定の受審者は、面マスクのみの持参で可。

【入場にあたって】

1. 受審者は、自宅と審査会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。
2. 審査会場内での密集を避けるため、原則として、あらかじめ着替えを行った上、入場する。
3. 剣連は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、受審者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。
 - (ア) やむを得ず行列になる場合に備え、入口外に2メートル毎に目印のテープを貼る。
 - (イ) 行列を整理するために、係員を適正に配置する。
 - (ウ) 見学者、付き添い等の入場は最小限にとどめる。
4. 入場口にアルコール除菌液を設置し、受審者は手指消毒を行う。
5. 受審者は体温測定を受ける。主催者は、非接触型体温計等により、受審者の体温測定を行う。
体温測定により37.5度以上ある者は、入場できない。

【審査会場内での留意事項】

1. 受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル）を常に保つようにする。
2. 受審者は、審査会場では、実技審査時（面マスク使用）を除いて、常にマスクを着用する。関係者は、マスクを着用する。
3. 受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。
4. 剣連は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に除菌用アルコールを配置する。

【受付、更衣、受審者説明】

1. 受付は、ロビー等可能な限り広い場所で実施する。
2. 受付は、密集を避けるため、受審者を分散させる。分散がスムーズにできるよう、受付の表示を明確にする。
3. 人と人の距離を保つため、受付の前に、2メートル毎に目印のテープを貼る。
4. 受付が密集した場合、入場制限を行う。
5. 受付終了者は、待機場所（観覧席等）に移動し、待機する。着替えをしていない者は更衣室等で剣道着・袴に着替えて、待機場所に移動する。
6. 待機場所は密集にならないように、受審者間の間隔を空けて使用する。剣連は、待機場所で受審者説明を行う。

【実技審査】

1. 実技審査に当たっては、面マスクを必ず着用する。
2. 1組から3組が面をつけ指定された場所に待機、又は着席する。4組、5組も指定場所に待機し、すべての待機者は必要なく移動しない。
3. 3組終了後、6組が面をつける

【実技合格発表】

1. 実技審査集計は数回に分けて行い、集計後、すみやかに合格発表を形審査会場において行う。
2. 合格者は、その場で形審査の組合せを行う。
3. 不合格者は、すみやかに施設から退場する。
4. 形審査終了後、ただちに合格発表を行い、実技、形審査合格者は、すみやかに施設から退場する。

【日本剣道形審査】

1. 実技合格者は、間隔（1メートル以上）をとって整列する。
2. 受審者は、面マスク等を着用して受審する。

【その他】

1. 審査員、立ち合い、係員等すべての関係者は、マスク及びフェイスシールドを併用し着用する。
2. 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間は多めに取るようにし、審査員等は交代で休憩室、トイレを使用する。
3. 審査会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。
4. 剣連は、多くの人が触れる用具、箇所を定期的に消毒する。
5. 受審者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
6. 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、剣連に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

以上